

## 仕事と生活の調和を図りましょう

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することは、労働者にとって有益であるだけでなく、企業の活性化、経営の効率化といった観点から、経営者にとっても有益です。

ワーク・ライフ・バランスの推進に当たっては、以下の4つの事項について、トップが率先して取り組むことが重要です。

- ・ **年次有給休暇を使用しやすい職場環境の整備と、積極的な利用の推進**
- ・ **所定外労働時間の削減**
- ・ **育児休業の取得率向上**
- ・ **子育て等をしやすい職場環境の整備**

これらを具体的な内容や、取組みに対する支援内容などが以下に掲載されています。この内容を参考に、積極的にワーク・ライフ・バランスを推進しましょう。

### ○ 宮崎仕事と生活の調和推進プログラム

ワーク・ライフ・バランスを実現するための提言や支援内容などが掲載されています。

[宮崎仕事と生活の調和推進プログラム](#)

※ 上記プログラムについては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（平成21年法律第65号）が、平成21年6月24日に成立し、その主な改正事項が平成22年6月30日から施行されたことに伴い、一部の内容が変更となっています。

改正のポイントについては、以下をご確認ください。

[改正法の概要](#)

### ○ 宮崎労働局働き方改革推進の取組について

働き方改革推進に向けた取組などが掲載されています。 ⇒ [こちら](#)

### ○ 各種支援

(1) 専門的な助言を得たい

① 働き方・休み方改善コンサルタント

個々の企業の実情を勘案した上で、ワーク・ライフ・バランス実現のためのアドバイス等を行っています。事業所訪問によるアドバイスも可能です。

(問い合わせ先：0985-38-8821 (宮崎労働局雇用環境・均等室))

② 次世代育成支援対策推進センター

一般事業主行動計画の策定に当たっての職場環境の整備に関して相談や情報提供、アドバイスを実施しています。事業所訪問によるアドバイスも可能です。

(問い合わせ先：0985-22-4667 (宮崎県経営者協会)、0985-22-2161 (宮崎商工会議所連合会)、0985-24-4278 (宮崎県中小企業団体中央会))

③ 労働局、労働基準監督署

労働時間、休日、休暇に関する法制度については宮崎労働局監督課あるいは最寄りの労働基準監督署で、また、育児介護休業に関する法制度については宮崎労働局雇用環境・均等室で相談対応や資料の提供を行っています。

(2) 助成金等の経済的支援を得たい

① 職場意識改善助成金

中小企業の事業主を対象に、職場意識改善計画に基づく取組を行った場合、その達成状況に応じて最大 150 万円の助成金が支給されます。

(問い合わせ先：0985-38-8821 (宮崎労働局雇用環境・均等室))

② 両立支援等助成金

仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主を応援します。詳しくは ⇒ [こちら](#)

(問い合わせ先：0985-38-8821 (宮崎労働局雇用環境・均等室))

③ その他

育児・介護休業期間中や休業終了後には雇用保険から賃金日額に応じた給付金が支給されます。詳細は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

## ○ 取組事例

宮崎県内で積極的にワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事例が掲載されています。

[宮崎銀行](#)